

平成 23 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 日本マニファクチャリングサービス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小野 文明
コ ー ド 番 号 2 1 6 2
問 合 せ 先 取締役執行役員コーポレート本部長 末廣 紀彦
電 話 番 号 03 (5333) 1711 (代表)

ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成23年5月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社または当社の関連会社の役員、従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を、平成23年6月28日開催予定の第26期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の従業員及び当社子会社または当社の関連会社の役員、従業員に対し、モチベーション向上による業績向上に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。
2. 新株予約権割当の対象者
当社の従業員及び当社子会社または当社の関連会社の役員、従業員
3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 250株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
 - (2) 新株予約権の数
250個を上限とする。
なお、新株予約権1個当りの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、前項（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭
新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日から3年間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ③当社が普通株式を大阪証券取引所その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。
- ④その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

(7) 新株予約権の取得事由

以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部または一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

- ①前記(6)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合。
- ②新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。
- ③当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金銭とし、計算の結果1円

未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本

準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

また、上記内容につきましては、平成23年6月28日開催予定の当社第26期定時株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上